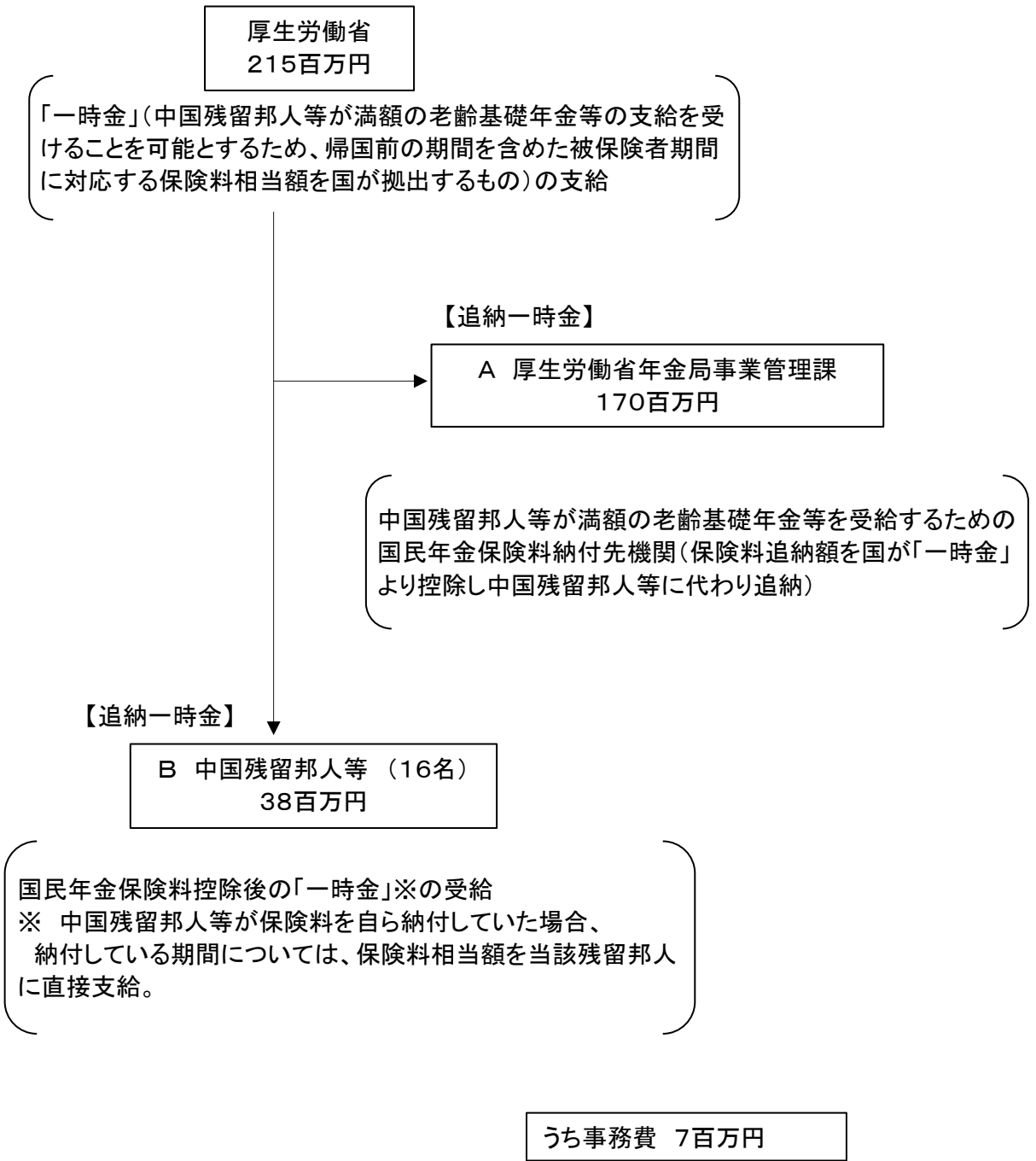


平成 2 3 年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		保険料追納一時金事業		担当部局庁		社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成19年度		担当課室		援護企画課中国孤児等対策室		井上 秀美		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－８－３ 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条第3項		関係する計画、通知等		－				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		永住帰国した特定中国残留邦人等の老後の生活の経済的安定を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。								
実施方法		■直接実施 □業務委託等 □補助 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	209	192	410	312	338		
			補正予算		184					
			繰越し等	6052	62	△ 195	195			
			計	6261	438	215	507	338		
		執行額		6074	438	216				
		執行率 (%)		97.0	100.0	100.0				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		保険料追納一時金事業による成果については、 定量的な把握、指標設定が困難			成果実績	—	—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		一時金支給決定人数			活動実績 (当初見込み)	人	1474	98	45 (75)	— (55)
単位当たり コスト		4, 777, 778(円／人)			算出根拠	(X／Y) X＝保険料追納一時金経費(繰越分の195百万円を除く)(215百万円) Y＝一時金支給決定人数(45人)				
平成 2 3 ・ 2 4 年 度 予 算 内 訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	保険料追納一時金経費		301	301	時効失権防止対策の拡充に伴う増					
	追納一時金支給事務費		6	6						
	追納一時金申請に係る時効失権対策経費		5	31						
計		312	338							

事業所管部局による点検			
	評 価	項 目	特記事項
目 的・予 算 状 況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	—
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資 金 の 流 れ、使 途・費 目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活 動 実 績、成 果 実 績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点 検 結 果		引き続き必要な経費を精査し、適切な一時金の支給を実施していくこととする。	
予算監視・効率化チームの所見			
現 状 ど お り		本事業は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留邦人等の生活安定を図るための経費であり、必要な事業であると認められる。なお、時効失権対策経費については、高い効果が得られるよう執行方法にも留意しつつ予算要求に反映する必要がある。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
上記の所見を踏まえて、必要な予算規模を要求した。 なお、時効失権対策経費については、改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間が、平成24年12月31日に時効を迎えることから、幅広く周知することができる広報媒体による広報を行う必要があるため、必要な予算規模を要求した。			
補 記 （過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
【事業の必要性】 中国残留邦人等は、中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また、生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することもできず、地域から孤立し、老後に不安を抱いているため、老後の生活の経済的安定を図るとともに、安定した生活が送れるよう支援する必要がある。 【事業の沿革】 平成19年1月の総理指示に基づき、有識者会議の提言や当時の与党（自民党、公明党）PTの決定を踏まえ、与野党合意の議員立法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号））により、平成20年4月から新たな支援策を実施。			

※平成22年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A. 厚生労働省年金局事業管理課			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
一時金	国民年金保険料の追納	170			
計		170	計		0
B. 中国残留邦人等(16名)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
一時金	保険料相当額の直接支給	38			
計		38	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.厚生労働省年金局事業管理課

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生労働省年金局事業管理課	中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給するための国民年金保険料納付先機関	170		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.中国残留邦人等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	4		
2	個人B	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	4		
3	個人C	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	4		
4	個人D	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	4		
5	個人E	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	3		
6	個人F	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	3		
7	個人G	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	2		
8	個人H	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	2		
9	個人I	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	2		
10	個人J	国民年金保険料控除後の「一時金」の受給	2		